

役員及び評議員の報酬等に関する規程

株式会社 ベストサポート

(目的)

第1条 この規程は、株式会社ベストサポート（以下「法人」という。）の定款第27条の規程に基づき、法人の役員及び評議員の報酬等の並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない理事とは、それ以外の理事という。
- (3) 常勤の監事とは、監事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない監事とは、それ以外の監事をいう。
- (4) 報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、つぎのとおり報酬等を支給するものとする。ただし法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の支払方法)

第4条 常勤の理事においては賃金規程によるものとする。非常勤役員等に対する報酬は、理事会または評議委員会・第三者委員会への出席・法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(補足)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。